取引拡大を目的とした課題発掘型(衛生・食品表示等指導)モデル事業業務の委託契約に関する企画提案競技実施要領

1 目的

取引拡大を目的とした課題発掘型(衛生・食品表示等指導)モデル事業業務に係る受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

別紙1「取引拡大を目的とした課題発掘型(衛生・食品表示等指導)モデル事業業務委託仕様 書」による。

3 契約上限額

2,187,680円 (消費税及び地方消費税を含む。) 金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。 委託料は年2回に分割し概算払とする。

4 委託の期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

5 委託先の選定

企画提案競技方式で実施することとし、審査の上、委託先を決定する。

6 企画提案競技に参加する者に必要な資格等

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法(平成 11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づ く破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見な す。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。) に未納がないこと
- (6) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (7) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を 受けていない者

7 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

8 スケジュール

(3) 企画提案書の提出締切 令和4年5月24日(火)午後5時

(4) プレゼンテーション 令和4年5月30日(月)

(5)審査結果の通知 令和4年6月上旬

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(別紙2) 6部

イ 見積書(任意様式) 1部

- ・ 業務委託仕様書に定める内容(セミナーの開催、専門家派遣による現場指導、その他) ごとに積算すること
- 見積金額の上限は1,988,800円(消費税等抜き)とする
- 県がセミナー会場を準備するため、セミナー会場使用料の見積は不要とする
- ・ セミナー受講者(企業等)の募集及び専門家派遣を希望する事業者の募集は県で行うため、募集に関する見積は不要とする
- ウ 会社概要(既存のもの) 6部
- エ 業務実績(過去3年間以内の地方公共団体との契約実績)(任意様式) 6部
- 才 誓約書(別紙3) 1部
- (2) 提出期限 令和4年5月24日(火) 午後5時(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- (4) 提出 先 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館4階 宮崎県商工観光労働部 企業振興課 食品・メディカル産業推進室

10 プレゼンテーション

日 時:令和4年5月30日(月)予定

場 所:宮崎県庁8号館第一会議室(4階)

実施方法:対面又はオンラインでのプレゼンテーション方式 (各社、説明20分、質疑応答10分の30分以内)

11 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、質問書(別紙4)を提出すること。

(1) 提出先

下記16を参照

(2) 提出期限

5月13日(金)午後5時

(3) 提出方法

電子メール又はファックス (提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること)

(4) 問合せの内容及び回答

原則として質問者に個別に行うが、必要に応じて県ホームページに掲載する。

12 審査

書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案協議方式とし、提出された企画提案書について審査を行い、最も優れた者を1者選定する。審査基準は審査基準表(別紙5)のとおり。

13 選定結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず文書で通知する。

14 契約締結等

- (1) 選定された提案者と県は、提案者の提出した企画提案書の内容に基づき随意契約を行う。
- (2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
- (3) 契約手続きに要する費用は、受託者負担とする。
- (4) 契約保証金については、宮崎県財務規則第101条(昭和39年宮崎県規則第2号)の規定による。

15 その他

- (1) 提案は1者1案とし、企画提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。
- (3) 提出された提案書及び資料は返却しない。

16 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部 企業振興課 食品・メディカル産業推進室 竹田、金子

TEL:0985-26-7101 FAX:0985-26-7322

E-mail:shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp